

診療参加型臨床実習を行うにあたってのお願い

診療参加型臨床実習とその必要性

診療参加型臨床実習とは、臨床実習医学生（スチューデント・ドクター）が患者さんの診療にあたる診療チームの一員として、患者さんのこれまでの経過を伺い、基本的な身体診察を行った後に、原因となる病気を考え、更にはそれを確認するための検査を選び、最終的に治療方針を決めるといふ、医療の実際を学んでいくものです。この実習で得られたことが、国家試験後の医師臨床研修へと受け継がれ、質の高い医療が提供されることに繋がります。以上のことから、診療参加型臨床実習は我が国での「良き臨床医」を養成するために必要不可欠となっていますので、ご理解とご協力をお願い致します。

臨床実習医学生（スチューデント・ドクター）としての能力と資格

医学生が診療参加型臨床実習を行うに足る能力（知識、技能、態度）は、実習が開始される前に知識・実技試験を含む全国統一の共用試験ならびに学内独自の試験を用いて総合的に判定されます。これらの試験に合格し、スチューデント・ドクターとしての能力と資格があることは、各大学によって認定され、全国医学部長病院長会議が認定カードを発行することで証明しています。この認定カードを付与された医学生のみが、診療参加型臨床実習を行うことができます。

臨床実習で行われる医療行為

診療参加型臨床実習で行われる医療行為は指導医の指導または監督の下で、スチューデント・ドクターが実施することが認められている医療行為と、指導医が行い、スチューデント・ドクターは原則的にその介助または見学することに留められている医療行為とがあります。スチューデント・ドクターの資格を取得する前の医学生も、医療行為を見学することは認められています。レベル区分と学生の資格に従って、スチューデント・ドクターおよびその資格を取得する前の医学生が実習を行うことに、ご協力をお願い致します。

医療事故などへの補償

スチューデント・ドクターが行う医療行為は危険の少ないものに限定しております。しかし、患者さんの健康なプライバシーを損なうような事象が発生した場合には、医学部長（学長）および医療施設責任者（病院長など）の責任で適切に対応いたします。

拒否できる権利

上記診療参加型臨床実習への協力は拒否できます。実習への協力を同意された後でも、その同意を解消することができます。その際の手紙もお渡ししますので、同意を撤回する際には担当医に提出をお願い致します。いずれの場合においても、診療参加型臨床実習を拒否することによって、その後の診療などを含め一切、不利益を被ることはありません。

★スチューデント・ドクターとは★

自治医科大学は、全国のへき地にて地域医療に挺身する高度な臨床能力を有する優れた総合医の養成を目指しております。本学附属病院の場においても、全国レベルで実施される共用試験・実技試験に合格した4年生以上の医学生が「スチューデント・ドクター」として指導医の指導のもと、患者の皆様と接して実践力を身につける機会をいただいております。是非とも趣旨を理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

※ご不明な点につきましては、主治医・担当医にお尋ねください。